農 用 地 区 域 か ら の 除 外 要 件

（農業振興地域の整備に関する法律第１３条第２項各号の整理）

|  |  |
| --- | --- |
| ①（必要性、代替え性）必要性、代替え性等の判断 |  |
| ②（集団性、農作業の効率化、農業上の効率的且つ総合的な利用）農業上の効率的な利用に支障がないこと |  |
| ③（効率的かつ安定的な農業経営を営む者）農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れがないこと |  |
| ④（排水路等施設機能）土地改良施設等の有する機能に支障を及ぼす恐れのないこと |  |
| ⑤（土地改良事業）農業生産基盤整備事業完了後８年を経過していること |  |

記入例　　　　　　　　農 用 地 区 域 か ら の 除 外 要 件

（農業振興地域の整備に関する法律第１３条第２項各号の整理）

|  |  |
| --- | --- |
| ①（必要性、代替え性）必要性、代替え性等の判断 | ①なぜ申出地の除外が必要か（なぜこの土地でなければならないのか。）。②具体的な転用計画があり、農地法に基づく転用許可の見込みがあるか。③他に土地を所有していないか。白地（農業振興地域以外）の農地はないか。　※白地がある場合は農業振興地域に編入できます。④規模が妥当かどうか。⑤周辺が耕作放棄地になっていることは理由にはなりません。一般住宅の記入例　申し出地周辺は日当たりが良く、小学校等にも近く生活環境の整った場所である。　土地利用者は所有者の子で、子供の成長に伴い、現在暮らしているアパートが手狭になったため、一般住宅用地が新たに必要であり、その規模も分家住宅の基準500㎡に照らし合わせ、300㎡と適当である。親の土地を譲り受けて住宅を建設するものであり、所有者に白地（農業振興地域以外）はあるが農振地区に編入予定であり、他に所有者、利用者が所有する土地でその規模にあった適当な土地は無く、周囲の農地への影響が最も少ない土地である。既に宅地と農地の混在する地域である。 |
| ②（集団性、農作業の効率化、農業上の効率的且つ総合的な利用）農業上の効率的な利用に支障がないこと | ①申出地を除外した場合、土地利用の混在化が生じないか。②隣接耕作者の農地出入りを確保できているかどうか。③高性能機械による営農や効率的な病虫害防除等に影響しないか。④周辺の農地区分が変更になったり、日照に影響がないか。⑤残地は、除外後変わらず農業振興を図ることができるか。⑥隣接地への影響がないか。記入例：申し出地は南側と西側が道路を挟んで宅地に隣接しており、道路から管理機等も入れる。宅地と農地の混在する農地の一角であり、農地を分断し高性能機械による営農や効率的な病虫害防除等に及ぼす支障もなく、高い建築物が設置される計画でないため、日照や通風など隣接農地の農作物への影響もないことから、農業上の効率的な利用に支障が無いと認められる。　また、残地は耕作を続けていく予定で、除外後、耕作に支障は無い。 |
| ③（効率的かつ安定的な農業経営を営む者）農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れがないこと | ①認定農業者等が経営する一団の農用地の集団化が損なわれることはないか。②従前より相対耕作者がいないか。いる場合には撤退について同意を得ているか。記入例：申出地の隣接には効率的かつ安定的な農業経営を営むものに集積している土地はなく、認定農業者等の効率的かつ安定的な農業経営を営むものが目指す農業経営及び一団の農用地の集団化に支障を及ぼすことはない。　利用権の設定は無く、今後もその予定は無い。 |
| ④（排水路等施設機能）土地改良施設等の有する機能に支障を及ぼす恐れのないこと | ①ため池など農地区域を保全するために必要な施設に影響することにより、土砂の流出、崩壊、洪水、湛水等の災害の発生は予想されないか。②農業用排水施設について、土砂流出により用排水停滞、汚濁水流入などは予想されないか。記入例：申出地周辺は畑で、雨水・下水は合併浄化槽で宅内処理後、排水専用水路に流す予定であることから農業用施設等の有する機能に支障を及ぼす恐れはない。 |
| ⑤（土地改良事業）農業生産基盤整備事業完了後８年を経過していること | ・該当地域でない場合・・・農業生産基盤整備事業該当無し。・該当地域の場合・・・　　　　　　　　　　事業　　　　　地区工事完了　　　　年　　月　　日工事完了後８年以上経過 |